

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年7月14日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	野村ターゲットインカムファンド（年3%目標分配型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、2023年1月13日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

<更新後>

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2023年1月19日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載

があるものをいう。

- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

(3) ファンドの仕組み

<更新後>

■委託会社の概況(2023年5月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月 1 日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2 投資方針

(2) 投資対象

<更新後>

世界各国の債券等および世界各国の株式等を投資対象とする投資信託証券に投資します。また、世界各国のREIT（不動産投資信託証券）および企業向け貸付債権（バンクローン）を投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。なお、投資する投資信託証券には、国内外の有価証券先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を活用するものを含みます。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

◆ファンドは、以下に示す投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

指定投資信託証券
ノムラ・マネージド・マスター・トラストーグローバル・ディベロップド・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアムーJPY-Nクラス<外国籍投資信託>
ノムラ・マネージド・マスター・トラストーグローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアムーJPY-Nクラス<外国籍投資信託>
ノムラ・ファンズ・アイルランドーグローバル・ダイナミック・ボンド・ファンドーSD JPYヘッジドクラス<外国籍投資法人>
ユーロ建てハイインカムESG（投資適格社債）マザーファンド
ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンドーJPY-Nクラス<外国籍投資信託>

ノムラ・ファンズ・アイルランドーヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンドーSD JPY ヘッジドクラス<外国籍投資法人>
ノムラ・ファンズ・アイルランドーアジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンドーSD JPY ヘッジドクラス<外国籍投資法人>
ノムラ・ファンズ・アイルランドーアジア・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドーSD JPY ヘッジドクラス <外国籍投資法人>
ノムラ・マネージド・マスター・トラストーESG米国投資適格社債ファンドーJPY-Nクラス<外国籍投資信託>
クレジット戦略型円建て債券マザーファンド
ノムラ・ファンズ・アイルランドーエマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンドーSD JPYヘッジドクラス<外国籍投資法人>
ノムラ・マネージド・マスター・トラストーESG新興国国債ファンドーJPY-Nクラス<外国籍投資信託>
NCRAM・ローン・トラストーJPY-Nクラス<外国籍投資信託>
野村ハイインカムREITマザーファンド
ノムラオールウェザー・ファクターアロケーション戦略マザーファンド

※上記は2023年7月14日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

※指定投資信託証券の名称について「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。

①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 有価証券
 - 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
- 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券(指定投資信託証券)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、2023年7月14日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです(個別に時点の記載がある場合を除きます。)。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

ます。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

※指定投資信託証券の名称について「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

※指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

ノムラ・マネージド・マスター・トラスト・グローバル・ディベロップド・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム-JPY-Nクラス

(A) ファンドの特色

ファンドは、先進国の高配当利回り株式等 (DR (預託証券)、優先株を含みます。) を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。加えて、保有する銘柄に係るコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指します。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

(B) 信託期間

無期限 (設定日: 2018年1月29日)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
管理事務代行会社 保管銀行	ノムラ・バンク (ルクセンブルグ) エス・エー

(D) 管理報酬等

投資顧問報酬、受託報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用（取引費用、監査費用、法律関係費用等）を負担します。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

先進国の高配当利回り株式等（DR（預託証券）、優先株を含みます。）を主要投資対象とします。加えて、保有する銘柄に係るコール・オプションを売却するオプション取引を活用します。

(2) 投資態度

- ①先進国の高配当利回り株式等（DR（預託証券）、優先株を含みます。）を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。なお、不動産投資信託証券（REIT）、上場投資信託（ETF）等にも投資します。
- ②先進国の高配当利回り株式等への投資に加えて、保有する銘柄に係るコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指します。なお、コール・オプションの売却を通じて、さらなる収益の獲得を目指しますが、株式等の価格が権利行使価格を上回って値上がりした局面では、収益の一部を享受できない場合があります。
- ③組入外貨建資産については、原則として、純資産総額を主要国通貨換算した額とほぼ同額程度の主要国通貨売り円買いの為替取引を行ないます。
- ④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①同一発行体の発行する有価証券への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。
- ②投資信託証券（上場投資信託証券を除く。）への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。
- ③デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

ノムラ・マネージド・マスター・トラスト・グローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム-JPY-Nクラス

(A) ファンドの特色

ファンドは、新興国の高配当利回り株式等（DR（預託証書）、優先株を含みます。）を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。加えて、保有する銘柄に係るコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指します。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

(B) 信託期間

無期限（設定日：2018年1月29日）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
管理事務代行会社 保管銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

(D) 管理報酬等

投資顧問報酬、受託報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用（取引費用、監査費用、法律関係費用等）を負担します。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

新興国の高配当利回り株式等（DR（預託証券）、優先株を含みます。）を主要投資対象とします。加えて、保有する銘柄に係るコール・オプションを売却するオプション取引を活用します。

(2) 投資態度

- ①新興国の高配当利回り株式等（DR（預託証券）、優先株を含みます。）を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。なお、タイのNVDR（Non-Voting Depositary Receipt）、不動産投資信託証券（REIT）、上場投資信託（ETF）等にも投資します。
- ②新興国の高配当利回り株式等への投資に加えて、保有する銘柄に係るコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指します。なお、コール・オプションの売却を通じて、さらなる収益の獲得を目指しますが、株式等の価格が権利行使価格を上回って値上がりした局面では、収益の一部を享受できない場合があります。
- ③組入外貨建資産については、原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。
- ④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①同一発行体の発行する有価証券への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。
- ②投資信託証券（上場投資信託証券を除く。）への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。
- ③デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

ノムラ・ファンズ・アイルランドーグローバル・ダイナミック・ボンド・ファンドーSD JPYヘッジドクラス**(A) ファンドの特色**

企業、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、リミテッド・パートナーシップ、政府、政府機関および国際機関等が発行する固定利付および変動利付（物価やその他指数に連動するもの）の債券および債券関連証券等（以下、債券および債券関連証券等といいます。）を主要投資対象とし、インカムゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行ないます。なお、投資にあたってはデリバティブ取引も活用します。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のアイルランド籍会社型外国籍投資法人です。

(B) 信託期間

無期限（設定日：2018年1月29日）

(c) ファンドの関係法人

関係	名称
管理会社	ブリッジ・ファンド・マネジメント リミテッド
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
保管受託銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービシズ（アイルランド）リミテッド
管理事務代行会社 名義書換事務受託会 社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（アイルランド）リミテッド

(d) 管理報酬等

投資顧問報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用（取引費用、監査費用、法律関係費用等）を負担します。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

債券および債券関連証券等を主要投資対象とします。なお、投資にあたってはデリバティブ取引も活用します。

(2) 投資態度

- ①債券および債券関連証券等を主要投資対象とし、インカムゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ②投資する債券および債券関連証券等は、ムーディーズ社あるいはS&P社のいずれかより格付を付与された銘柄とします。なお、格付のない銘柄への投資については、信託財産の純資産総額の30%以内で投資することができます。
- ③ポートフォリオの構築にあたっては、主として世界の金利、通貨、信用リスクなどの見通しに基づくトップダウンアプローチを活用するとともに、資産クラスや業種における個別銘柄分析を通じたボトムアップアプローチも活用します。なお、市場環境が不透明な状況にあっては、信託財産の純資産総額の100%を上限として、現金や預金等の流動性の高い資産で運用を行なう場合があります。
- ④効率的な運用およびリスクの低減を目指し、先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を活用することができます。
- ⑤組入外貨建資産については、米ドル建て以外の通貨エクスポージャーを保有している部分を含め、原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。

(3) 主な投資制限

- ①新興国の発行体が発行する債券および債券関連証券等への投資は信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ②ローン等への投資は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

ユーロ建てハイインカムESG(投資適格社債)マザーファンド**(A) ファンドの特色**

ファンドは、世界各国の企業（金融機関を含みます。）が発行するユーロ建ての債券等（ハイブリッド証券を含みます。）を主要投資対象とし、利回りを高位に保ちながら中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

(B) 信託期間

無期限（2019年1月11日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド

(D) 管理報酬等

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。なお、ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、当ファンドを投資対象とするファンドの信託報酬の中の委託者が受ける報酬から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

世界各国の企業（金融機関を含みます。）が発行するユーロ建ての債券等（期限付劣後債、永久劣後債、優先証券、偶発転換社債（以下、「ハイブリッド証券」と称する場合があります。）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、先進国が発行するユーロ建ての国債等にも投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① ポートフォリオの構築にあたっては、個別発行体の信用力およびESG[※]への取り組みに関する分析に基づき、利回り水準、債券種別、流動性、業種等を勘案して投資対象銘柄を決定します。

※ESGとはEnvironment（環境）、Social（社会）及びCorporate Governance（企業統治）の総称です。

- ② ポートフォリオの平均デュレーション[※]は、原則として概ね4年～9年程度に維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲外となる場合があります。

※投資対象となる公社債等のデュレーションには、初回コール償還日が存在する場合は、当該日付までのデュレーションを使用します。

- ③ 投資対象とする公社債等は、取得時においてBBB格相当以上の格付（格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）を有しているものとします。なお、先進国が発行するユーロ建ての国債等については、格付に関わらず投資を行なえるものとします。

- ④ ポートフォリオの平均格付けは、原則としてBBB格相当以上とします。

- ⑤ 金融機関が発行する債券等への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

- ⑥ 市場環境、流動性等を勘案して、先進国が発行するユーロ建ての国債等にも投資する場合があります。

- ⑦ 外貨建資産については、原則として常時70%以上をヘッジし、為替変動リスクの低減を目指します。

- ⑧ 効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

- ⑨ ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド（NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED）に、当ファンドの公社債等（ハイブリッド証券を含みます。）の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

- ⑩ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

- ② 株式への投資割合には制限を設けません。

- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

- ④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定します。

- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とし

す。

- ⑦投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンドーJPY-Nクラス

(A) ファンドの特色

ファンドは、米ドル建ての高利回り事業債を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指します。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

(B) 信託期間

無期限（設定日：2018年1月29日）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク
副投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
管理事務代行会社 保管銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

(D) 管理報酬等

投資顧問報酬、副投資顧問報酬、受託報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用（取引費用、監査費用、法律関係費用等）を負担します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米ドル建ての高利回り事業債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①米ドル建ての高利回り事業債を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指します。
- ②投資する事業債は、主としてBB＋格 (S&P社) 以下 (B－格未満は除く) またはBa1格 (Moody 's社) 以下 (B3格未満は除く) の格付が付与されている債券とします。
- ③格付をもたない債券への投資にあたっては、投資顧問会社によりB－格 (S&P社) 以上およびB3格 (Moody 's社) 以上の格付と同等と判断される債券へ投資を行ないます。
- ④組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

(3) 主な投資制限

- ①格付をもたない債券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ②保有している債券の格付がCCC＋格 (S&P社) 以下またはCaa1格 (Moody 's社) 以下に下がった場合、当該債券の格付がCCC＋格 (S&P社) およびCaa1格 (Moody 's社) より高くなるまでは、当該債券への追加の投資は行ないません。なお、CCC＋格 (S&P社) 以下またはCaa1格 (Moody 's社) 以下の格付の債券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ③デフォルト債券には投資しません。
- ④株式への投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ⑤同一発行体の発行する債券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

ノムラ・ファンズ・アイルランドーヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンドーSD JPY ヘッジドクラス

(A) ファンドの特色

欧州内外の企業、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、リミテッド・パートナーシップ等の発行する欧州通貨建てのハイ・イールド債券および債券関連証券 (以下、欧州通貨建てハイ・イールド債券等といいます。) を主要投資対象とし、インカムゲインおよびキャピタルゲインの獲得ならびに信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のアイルランド籍会社型外国籍投資法人です。

(B) 信託期間

無期限 (2019年1月11日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
管理会社	ブリッジ・ファンド・マネジメント リミテッド
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
保管受託銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービシズ（アイルランド） リミテッド
管理事務代行会社 名義書換事務受託会 社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（アイルランド） リミ テッド

(D) 管理報酬等

投資顧問報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。
ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用 (取引費用、監査費用、法律関係費用等) を負担します。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

欧州通貨建てハイ・イールド債券等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①欧州通貨建てハイ・イールド債券等を主要投資対象とし、インカムゲインおよびキャピタルゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

②通常の状況においては、信託財産の純資産総額の80%以上をBB格からCCC格の範囲内の格付が付与されている欧州通貨建てハイ・イールド債券等に投資します。

なお、投資する欧州通貨建てハイ・イールド債券等は取得時においてD格以上の格付が付与されているものとします。

※無格付けの債券等の場合、投資顧問会社が上記格付と同等の信用度を有すると判断した場合に限り、同債券等を投資対象に含みます。

③ポートフォリオの構築にあたっては、ボトムアップアプローチとトップダウンアプローチを合わせて活用し、事業リスク、財務リスク、デフォルト率見通し、金融・財政政策等の複数の要因を勘案し、銘柄選定を行ないます。

④欧州通貨建てハイ・イールド債券等の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

⑤適切と判断される場合、新興国の発行体が発行する欧州通貨建てハイ・イールド債券等に投資をする場合があります。

⑥ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント・インク (Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.) に運用に関する権限の一部を委託します。

⑦組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

(3) 主な投資制限

①株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、保有する欧州通貨建てハイ・イールド債券等が株式等に転換された場合等に限ります。

②同一発行体の発行する欧州通貨建て債券等への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の5%以内とします。

③1業種あたりの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の25%以内とします。

ノムラ・ファンズ・アイルランドーアジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンドーSD JPY ヘッジクラス

(A) ファンドの特色

アジア諸国・地域[※]の企業、金融機関、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、リミテッド・パートナーシップ、政府、政府機関等が発行する米ドル建ておよびアジア諸国・地域の現地通貨建てハイ・イールド債券および債券関連証券ならびにアジア諸国・地域において経済活動を行なう企業等が発行する米ドル建ておよびアジア諸国・地域の現地通貨建てハイ・イールド債券および債券関連証券（以下、アジア・ハイ・イールド債券等といいます。）を主要投資対象とし、インカムゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のアイルランド籍会社型外国籍投資法人です。

※アジア諸国・地域とは、JPモルガン・アジア・クレジット・インデックス・ノン・インベストメント・グレードの構成国・地域を指します。

(B) 信託期間

無期限（2019年1月11日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
管理会社	ブリッジ・ファンド・マネジメント リミテッド
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
保管受託銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービシズ（アイルランド）リミテッド
管理事務代行会社 名義書換事務受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（アイルランド）リミテッド

(D) 管理報酬等

投資顧問報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用（取引費用、監査費用、法律関係費用等）を負担します。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

アジア・ハイ・イールド債券等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①アジア・ハイ・イールド債券等を主要投資対象とし、インカムゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

②通常の状況においては、信託財産の純資産総額の80%以上を無格付あるいは投資適格未満の格付けを格付機関の少なくとも1社より付与されているアジア・ハイ・イールド債券等に投資します。

なお、投資適格格付が付与されている債券への投資は信託財産の純資産総額の20%以内とします。

※格付は、S&P、Moody'sおよびFitchのうち複数の格付が付与されている場合、最も高いものを基準とします。

③投資にあたっては、事業戦略や財務・経営状況等を含むファンダメンタルズ分析および投資対象市場の特性や債券等の発行形態などのマーケット分析を通じて、相対的に割安と判断される銘柄を選定します。

④アジア・ハイ・イールド債券等の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

⑤効率的な運用およびリスクの低減を目指し、先物取引および外国為替予約取引を活用することができます。

⑥ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール・リミテッド (Nomura Asset Management Singapore Limited) に運用に関する権限の一部を委託します。

⑦組入外貨建資産については、原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。

(3) 主な投資制限

①株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、保有するアジア・ハイ・イールド債券等が株式等に転換された場合等に限りします。

②外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

ノムラ・ファンズ・アイルランドーアジア・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドーSD JPY ヘッジドクラス**(A) ファンドの特色**

アジア諸国・地域※の企業、金融機関、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、リミテッド・パートナーシップ、政府、政府機関等が発行する米ドル建ておよびアジア諸国・地域の現地通貨建て投資適格債券および債券関連証券（以下、アジア投資適格債券等といいます。）を主要投資対象とし、インカムゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のアイルランド籍会社型外国籍投資法人です。

※アジア諸国・地域とは、J.P.モルガン・アジア・クレジット・インデックス・インベストメント・グレードの構成

国・地域を指します。

(B) 信託期間

無期限（設定日：2021年1月12日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
管理会社	ブリッジ・ファンド・マネジメント リミテッド
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
保管受託銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービシズ（アイルランド） リミテッド
管理事務代行会社 名義書換事務受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（アイルランド） リミテッド

(D) 管理報酬等

投資顧問報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用（取引費用、監査費用、法律関係費用等）を負担します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

アジア投資適格債券等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①アジア投資適格債券等を主要投資対象とし、インカムゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

②通常の状況においては、信託財産の純資産総額の80%以上をアジア投資適格債券等に投資します。なお、無格付あるいは投資適格未満の債券等への投資は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

※格付は、S&P、Moody'sおよびFitchのうち複数の格付が付与されている場合、最も高いものを基準とします。

③投資にあたっては、事業戦略や財務・経営状況等を含むファンダメンタルズ分析および投資対象市場の特性や債券等の発行形態などのマーケット分析を通じて、相対的に割安と判断される銘柄を選定します。

④アジア投資適格債券等の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

⑤効率的な運用およびリスクの低減を目指し、先物取引および外国為替予約取引を活用することができます。

⑥ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール・リミテッド（Nomura Asset Management Singapore Limited）に運

用に関する権限の一部を委託します。

- ⑦組入外貨建資産については、原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。

(3) 主な投資制限

- ①株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、保有するアジア投資適格債券等が株式等に転換された場合等に限ります。
- ②外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

ノムラ・マネージド・マスター・トラストーESG米国投資適格社債ファンドーJPY-Nクラス

(A) ファンドの特色

ファンドは、世界各国の企業（金融機関を含みます。）が発行する米ドル建ての投資適格社債等（期限付劣後債、永久劣後債、優先証券および偶発転換社債を含みます。）を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目標に運用を行うことを基本とします。なお、米ドル建ての公社債等（米ドル建ての投資適格社債を除く）にも投資する場合があります。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

(B) 信託期間

無期限（設定日：2020年1月14日）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
副投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
管理事務代行会社 保管銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

(D) 管理報酬等

投資顧問報酬、受託報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用（取引費用、監査費用、法律関係費用等）を負担します。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

世界各国の企業（金融機関を含みます。）が発行する米ドル建ての投資適格社債等（期限付劣後債、永久劣後債、優先証券および偶発転換社債を含みます。）を主要投資対象とします。なお、米ドル建ての公社債等（米ドル建ての投資適格社債を除く）にも投資する場合があります。

(2) 投資態度

①投資にあたっては、利回り水準、流動性、信用リスクおよびESG[※]ファクター等を勘案して投資対象銘柄を決定します。

※ESGとはEnvironment（環境）、Social（社会）及びCorporate Governance（企業統治）の総称です。

②ポートフォリオの平均格付は、原則としてBBB格相当以上とします。（格付は、S&P、Moody'sおよびFitchのいずれかの格付が付与されている場合、最も高い格付を基準とします。格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）

③組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを抑える目的で米ドル売り、円買いの為替取引を行いません。

④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権を行使したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

②銀行セクター（銀行持ち株会社を含みます。）への投資割合は、ファンドの純資産総額の20%以内とします。

③投資信託証券（上場投資信託証券を除く。）への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。

④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定します。

クレジット戦略型円建て債券マザーファンド**(A) ファンドの特色**

内外の金融機関、事業会社等が発行する円建ての社債（シニア債、劣後債等を含みます。）、資産担保証券、モーゲージ担保証券およびわが国の国債等を主要投資対象とし、わが国の国債を対象とした先物取引（以下「国債先物取引」といいます。）および、わが国の企業の信用リスクに係る円建てのデリバティブ取引を主要取引対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

(B) 信託期間

無期限（2016年9月14日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

内外の金融機関、事業会社等が発行する円建ての社債（シニア債、劣後債等を含みます。）、資産担保証券、モーゲージ担保証券およびわが国の国債等を主要投資対象とし、国債先物取引および、わが国の企業の信用リスクに係る円建てのデリバティブ取引を主要取引対象とします。また、選択権付債券売買取引（債券店頭オプション取引）および金利スワップ取引等を活用する場合があります。

(2) 投資態度

- ①主として内外の金融機関、事業会社等が発行する円建ての社債、資産担保証券、モーゲージ担保証券およびわが国の国債等に分散投資を行ない、中長期的にわが国の債券市場全体のパフォーマンスを上回る投資成果を目指して、積極的な運用を行ないます。
- ②ポートフォリオの構築にあたっては、市場環境、金融政策、業種動向等のファンダメンタルズ分析に加え、スプレッド分析や個別発行体の信用リスク分析等に基づき、利回り水準、信用力、流動性、業種等を考慮し、投資対象銘柄を選定します。
- ③投資する円建ての社債、資産担保証券、モーゲージ担保証券等は、取得時においてBBB格相当以上の格付（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）を有するものとします。なお、わが国の国債については、格付に関わらず投資を行なえるものとします。
- ④ポートフォリオのデュレーションは、わが国の債券市場全体のデュレーションを中心として、一定の範囲内に維持することを基本とします。デュレーションの調整にあたっては、国債先物取引の買い建てあるいは売り建てを行なうことを基本としますが、選択権付債券売買取引（債券店頭オプション取引）および金利スワップ取引等を活用する場合があります。
- ⑤わが国の企業の信用リスクに係る円建てのデリバティブ取引の活用にあたっては、市場環境および個別発行体の信用力等を勘案し、わが国の企業で構成されるインデックス、および個別発行体を対象としたクレジット・デフォルト・スワップ取引のプロテクションの売買を行ないます。なお、当該デリバティブ取引の想定元本の総額は、ファンドの

純資産総額の範囲内とします。

⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①外貨建資産への投資は行ないません。

②株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したもの、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したもの、および社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の20%以内とします。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ノムラ・ファンズ・アイルランドーエマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンドーSD JPYヘッジドクラス

(A) ファンドの特色

新興国の現地通貨建ての企業、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、リミテッド・パートナーシップ、政府、政府機関および国際機関等が発行する債券および債券関連証券（以下、現地通貨建て新興国債券等といいます。）を投資対象とするとともに、デリバティブ取引の活用を通じてキャピタルゲインおよびインカムゲインの獲得を通じたトータルリターン創出を目指して運用を行ないます。ファンドは、円建てオープン・エンド型のアイルランド籍会社型外国籍投資法人です。

(B) 信託期間

無期限（設定日：2018年1月29日）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
管理会社	ブリッジ・ファンド・マネジメント リミテッド
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
保管受託銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービシズ（アイルランド）リミテッド
管理事務代行会社 名義書換事務受託会 社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（アイルランド）リミテッド

(D) 管理報酬等

投資顧問報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用（取引費用、監査費用、法律関係費用等）を負担します。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

現地通貨建て新興国債券等を投資対象とし、先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を取引対象とします。なお、市場見通し等によっては現地通貨建て新興国債券等以外の債券および債券関連証券に投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 現地通貨建て新興国債券等を投資対象とするとともに、デリバティブ取引の活用を通じてキャピタルゲインおよびインカムゲインの獲得を通じたトータルリターンの創出を目指して運用を行ないます。なお、市場見通し等によっては現地通貨建て新興国債券等以外の債券および債券関連証券に投資する場合があります。
- ② ポートフォリオの構築にあたっては、トップダウンアプローチとボトムアップアプローチを合わせて活用し、金利水準、信用力、発行総額や流動性等の複数の要因を勘案し、銘柄選定を行ないます。
- ③ 債券および債券関連証券の投資にあたっては、取得時においてB3（ムーディーズ社）あるいはB-（S&P社）未満の格付が付与されたものへの投資は行ないません。なお、格付がない場合は、投資顧問会社がB3（ムーディーズ社）あるいはB-（S&P社）以上と同等の信用度を有すると判断する場合には投資することができます。
- ④ 効率的な運用およびリスクの低減を目指し、先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を活用することができます。
- ⑤ ノムラ・アセット・マネジメント・ヨーロッパ（NOMURA ASSET MANAGEMENT EUROPE KVG mbH）に運用に関する権限の一部を委託します。
- ⑥ 組入外貨建資産については、原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。

(3) 主な投資制限

- ① 株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

ノムラ・マネージド・マスター・トラストーESG新興国国債ファンドーJPY-Nクラス

(A) ファンドの特色

ファンドは、米ドル建ての新興国国債（準ソブリン債を含みます。）を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。また、デュレーションの調整のために、債券先物取引を活用する場合があります。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

(B) 信託期間

無期限（設定日：2020年1月14日）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
副投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
管理事務代行会社 保管銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

(D) 管理報酬等

投資顧問報酬、受託報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用（取引費用、監査費用、法律関係費用等）を負担します。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

米ドル建ての新興国国債（準ソブリン債を含みます。）を主要投資対象とします。また、債券先物取引を活用する場合があります。

(2) 投資態度

①米ドル建ての新興国国債（準ソブリン債を含みます。）を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。また、デュレーションの調整のために、債券先物取引を活用する場合があります。

②ポートフォリオ構築にあたっては、個別発行体の信用力およびESG※への取り組みに関する分析に基づき、利回り水準、流動性、ファンダメンタルズ等を勘案して投資対象銘柄を決定します。

※当ファンドにおいて、ESGとはEnvironment（環境）、Social（社会）及びGovernance（ガバナンス）の総称です。

③組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを抑える目的で米ドル売り、円買いの為替取引を行ないます。

④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①同一発行体の発行する有価証券への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。

②投資信託証券（上場投資信託証券を除く。）への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。

③デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

NCRAM・ローン・トラストーJPY-Nクラス**(A) ファンドの特色**

ファンドは、変動利率のシニア・ローンおよびそれらと同様の優先権・担保や利回り特性を有する債券、ならびにその他債券等を主要投資対象とし、資産の保全を図りながら、高い金利収入を得るとともに、着実な資産の成長を目指します。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のルクセンブルク籍契約型外国籍投資信託です。

(B) 信託期間

無期限（設定日：2018年1月29日）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク
管理会社	グローバル・ファンズ・マネージメント・エス・エー
管理事務代行会社 登録名義書換事務受託会社 保管受託銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

(D) 管理報酬等

投資顧問報酬、管理報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用（取引費用、監査費用、法律関係費用等）を負担します。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

変動利率のシニア・ローンおよびそれらと同様の優先権・担保や利回り特性を有する債券（以下「ローン等」）、ならびに
その他債券等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 通常の状態において、ファンドは信託財産の純資産総額の90%以上をローン等および関連商品に投資します。
- ② 投資するローン等は、事業の拡大、資本の再編、倒産企業買収等のために資金を調達した借り手（発行体）に対する直接的な債権を中心とします。
- ③ ファンドは主に米国の借り手（発行体）が発行する債務に投資しますが、一部、米国以外の借り手（発行体）が発行する債務にも投資することがあります。この場合、米国の借り手（発行体）が発行する債務は全て米ドル建てのものとし、米国以外の借り手（発行体）が発行する債務は主に米ドル建てのものとします。
- ④ ファンドは、一時的な防衛手段として、またはローン等やその他の債券への投資に備えて、現金、米国債、政府機関債、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパーなどの信用力の高い短期金融商品を保有することができます。
- ⑤ 組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

(3) 主な投資制限

- ① 同一発行体の証券へのファンドの投資総額がファンドの純資産総額の5%を超える場合、当該発行体の発行する証券にファンド資産を投資することができません。ただし、本制限は、経済協力開発機構（以下「OECD」）加盟国もしくはその地方機関、地域的または世界的なEUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が援助する機関もしくは下部機構が発行または保証する証券には適用されません。
- ② 同一業種の発行体の証券へのファンドの投資総額がファンドの純資産総額の25%を超える投資を行なうことはできません。
- ③ 借入れを行なう場合、その総額は、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。借入れは、一時的措置としてなされる場合に限るものとします。
- ④ 前各号にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

野村ハイインカムREITマザーファンド

(A) ファンドの特色

ファンドは、世界各国（新興国を含みます。）の不動産関連有価証券を主要投資対象とし、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

(B) 信託期間

無期限（2019年1月11日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

世界各国（新興国を含みます。）の不動産関連有価証券※を主要投資対象とします。

※ファンドにおいて不動産関連有価証券とは、世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）および不動産ローン担保証券等に投資するモーゲージREIT等（以下、あわせてREITといいます。）、ならびに不動産に関連する株式および上場投資信託証券（ETF（上記REITを除きます。以下同じ。））をいいます。

(2) 投資態度

- ① REITおよび株式への投資にあたっては、アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インク（American Century Investment Management, Inc.）から助言を受け、世界各投資対象地域の経済、為替相場、不動産市場の見通しに基づくトップダウン・アプローチによる各投資対象地域への配分と、配当水準、配当性向、配当成長を評価するための精緻なボトムアップ・アプローチによる個別銘柄選定を組み合わせるポートフォリオを構築します。
- ② REITの組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③ 不動産ローン担保証券等に投資するモーゲージREIT等への投資割合には制限を設けません。
- ④ 株式への投資にあたっては、REITが転換したものまたはその性質がREITに類するもの、あるいは不動産事業に関連するビジネスを行なっている企業の株式に限るものとします。
- ⑤ 効率的な運用を行なうため、不動産に関連する上場投資信託証券（ETF）を活用する場合があります。
- ⑥ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ（先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替ヘッジによっても為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替ヘッジを行わない場合があります。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ① 投資信託証券（REITおよび上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定します。
- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑤ 同一銘柄のREITおよび上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ノムラオールウェザー・ファクターアロケーション戦略マザーファンド

(A) ファンドの特色

ファンドは、主として内外の公社債、短期有価証券および上場投資信託証券に投資を行ない、主として世界各国の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および外国為替予約取引等を活用し、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

(B) 信託期間

無期限（2018年1月26日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

内外の公社債、短期有価証券および上場投資信託証券を主要投資対象とし、世界各国の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および外国為替予約取引等を主要取引対象とします。

(2) 投資態度

① 運用にあたっては世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて、景気、インフレ等の要因（ファクター）に

着目して分析し、投資環境局面に応じてリスク水準[※]を考慮しつつ、リターンを追求するポートフォリオを構築することを基本とします。

※リスク水準とは、推定されるポートフォリオの変動の大きさのことです。

② 内外の公社債、短期有価証券への投資を中心に、株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および外国為替予約取引等を活用するとともに、上場投資信託証券その他現物有価証券に投資を行ないます。有価証券先物取引等および外国為替予約取引等の活用ならびに上場投資信託証券への投資にあたっては、世界各国の株式・債券・不動産投資信託（REIT）・商品・通貨等を対象とし、複数のロング・ポジションとショート・ポジションを組み合わせます。なお、ショート・ポジションは有価証券先物取引等および外国為替予約取引等の活用によるものとします。

③ 現物有価証券（内外の短期有価証券を除きます。）への投資および有価証券先物取引等の買い建てによるロング・ポジションの合計と有価証券先物取引等の売り建てによるショート・ポジションの合計との差額（ネット・ポジション）は、原則として信託財産の純資産総額の0%～200%の範囲内とします。

④ ロング・ポジションとショート・ポジションの比率には特段の制限は設けませんが、ファンド全体のリスク水準が適正となるよう調整します。外国為替予約取引等の使用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的（ヘッジ目的。代替ヘッジを含みます。）のほか、効率的に収益を追求する目的（ヘッジ目的外。）で活用します。なお、為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は信託財産の純資産総額の100%以内とします。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

④ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑦ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

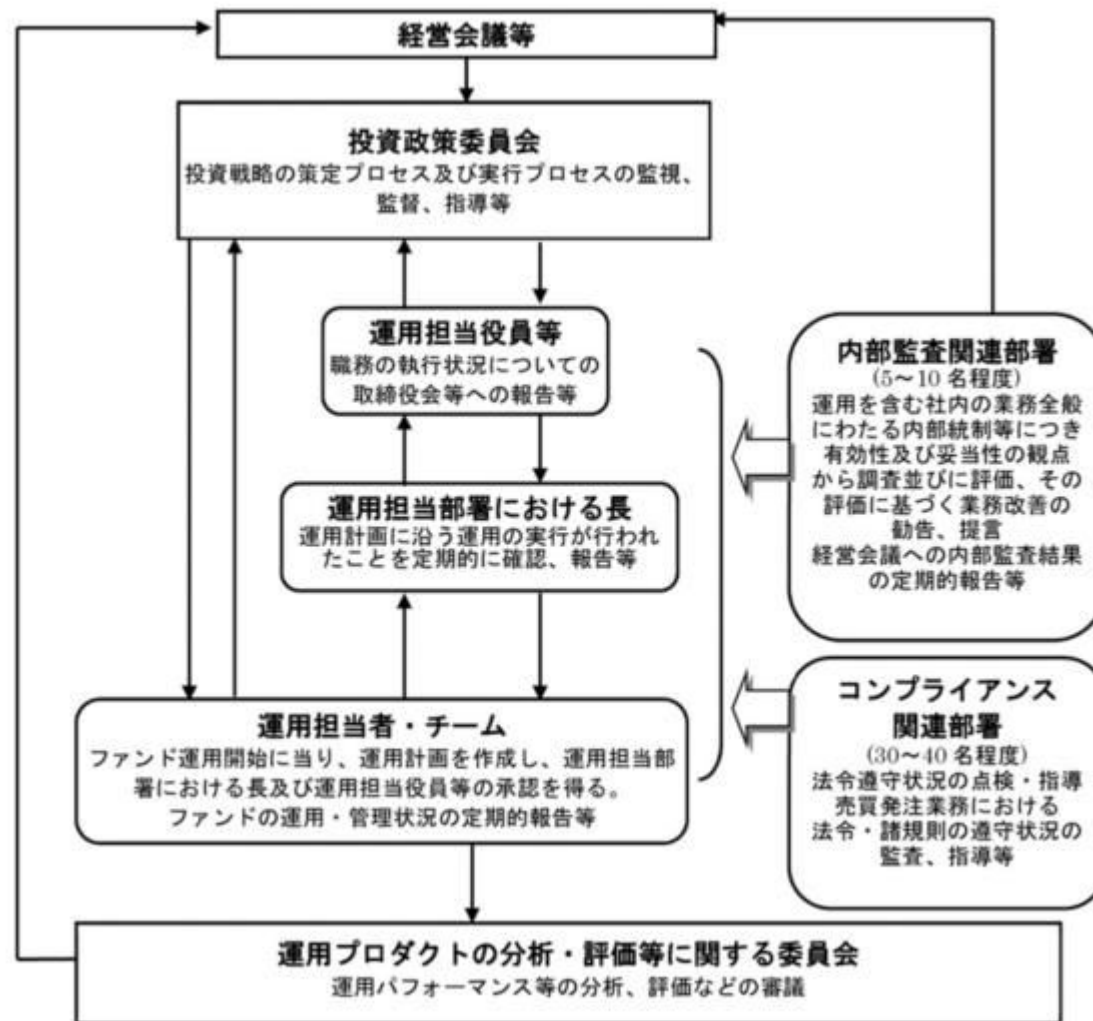
⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよび

デリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（３）運用体制

<更新後>

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務

付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）分配方針

<訂正前>

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準に関わらず原則として利子・配当等収益等の範囲内で委託者が決定します。ただし、基準価額水準等によっては、上記①の範囲内で、売買益等を分配する場合があります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各15日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

ファンドは目標分配額を定めておりますが、各期の分配対象額が目標分配額に満たなかった場合等には、目標分配額の分配ができない場合があります。

◆目標分配額

2022年12月1日現在の想定されるポートフォリオの利回り等をもとに委託会社が設定した1万口あたりの

目標分配額は、以下の通りです。

	第30期 (2023年1月17日～ 2023年3月15日まで)	第31期 (2023年3月16日～ 2023年5月15日まで)	第32期 (2023年5月16日～ 2023年7月18日まで)
目標分配額	40円	40円	40円

委託会社は各期中において上記の目標分配額の実現を目指して運用を行なうことを基本としますが、各期末において目標分配額通りの分配が実現されることを保証するものではありません。市場環境等によって基準価額の大幅な下落を抑えることを目指した運用を行なう場合には、上記の目標分配額の実現が困難となる場合があります。

分配金額は分配方針に基づき、委託会社が決定します。したがって、実際の分配金額は目標分配額を上回ったり下回ったりする可能性があります。

各期の目標分配額は、あくまでも委託会社の予想に基づく分配金額の目安を示すものであり、ファンドの一定利回りを保証するものでも示唆するものでもありません。目標分配額および実際の分配金額の如何に関わらず、ファンドの利回りは期中及び各期末の基準価額によって変動しますので、あらかじめ予想できるものではありません。

◆分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

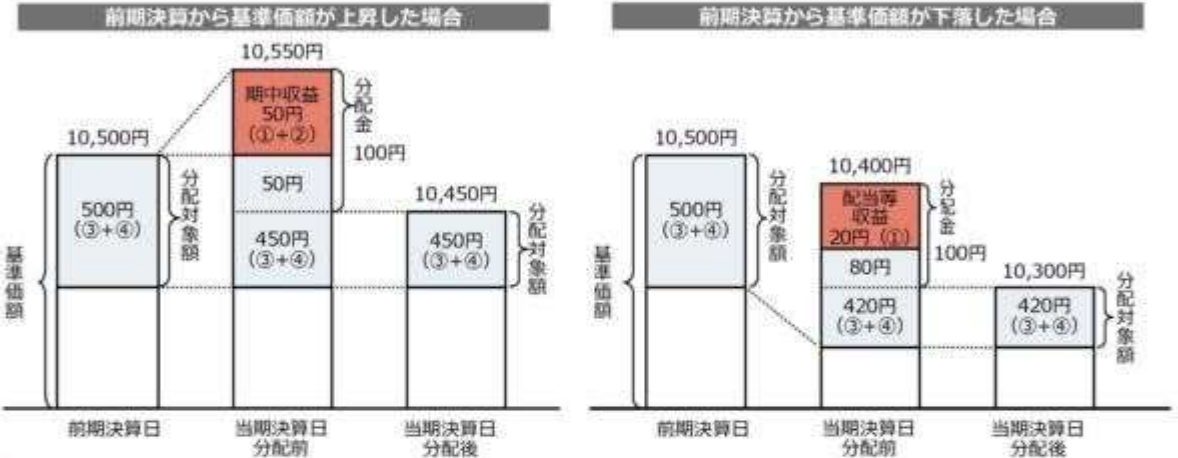


●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



●投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金（特別分配金）	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金（特別分配金）となります。

●投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



<訂正後>

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準に関わらず原則として利子・配当等収益等の範囲内で委託者が決定します。ただし、基準価額水準等によっては、上記①の範囲内で、売買益等を分配する場合があります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各15日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

ファンドは目標分配額を定めておりますが、各期の分配対象額が目標分配額に満たなかった場合等には、目標分配額の分配ができない場合があります。

◆目標分配額

2023年6月1日現在の想定されるポートフォリオの利回り等をもとに委託会社が設定した1万口あたりの目標分配額は、以下の通りです。

	第33期 (2023年7月19日～ 2023年9月15日まで)	第34期 (2023年9月16日～ 2023年11月15日まで)	第35期 (2023年11月16日～ 2024年1月15日まで)
目標分配額	40円	40円	40円

委託会社は各期中において上記の目標分配額の実現を目指して運用を行なうことを基本としますが、各期末において目標分配額通りの分配が実現されることを保証するものではありません。市場環境等によって

基準価額の大幅な下落を抑えることを目指した運用を行なう場合には、上記の目標分配額の実現が困難となる場合があります。

分配金額は分配方針に基づき、委託会社が決定します。したがって、実際の分配金額は目標分配額を上回ったり下回ったりする可能性があります。

各期の目標分配額は、あくまでも委託会社の予想に基づく分配金額の目安を示すものであり、ファンドの一定利回りを保証するものでも示唆するものでもありません。目標分配額および実際の分配金額の如何に関わらず、ファンドの利回りは期中及び各期末の基準価額によって変動しますので、あらかじめ予想できるものではありません。

◆分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

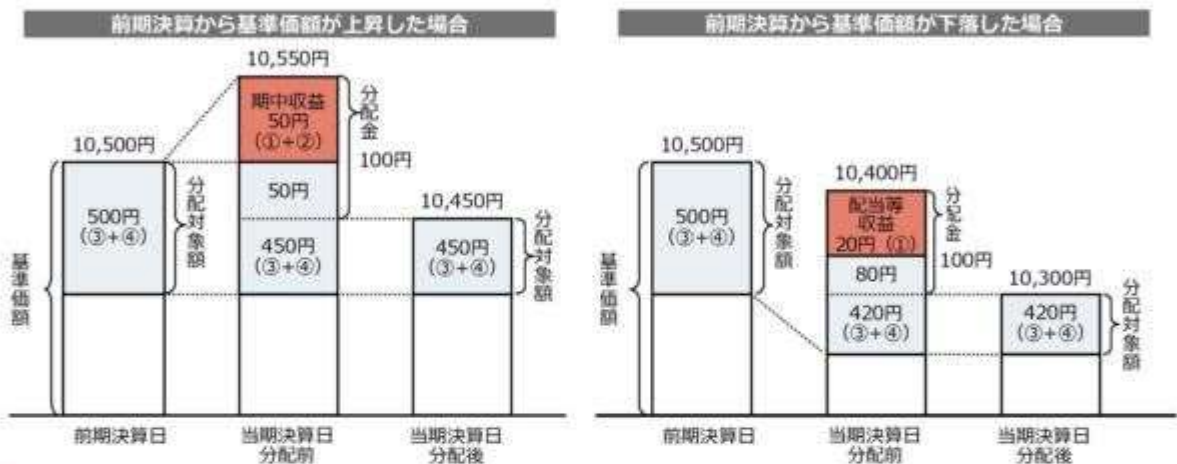


●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



●投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金（特別分配金）	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金（特別分配金）となります。

●投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

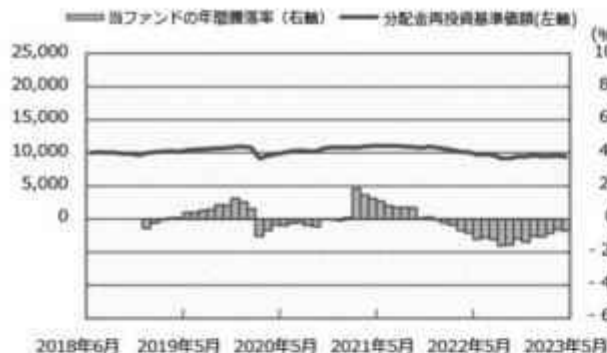


3 投資リスク

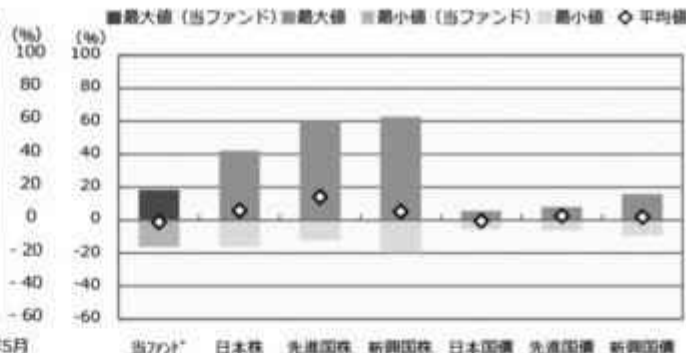
<更新後>

リスクの定量的比較（2018年6月末～2023年5月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国国債	新興国国債
最大値 (%)	18.3	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値 (%)	△ 16.1	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値 (%)	△ 1.0	5.8	14.2	5.3	△ 0.4	2.7	2.0

- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年6月末を10,000として指数化しております。
- 年間騰落率は、2019年1月から2023年5月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2018年6月から2023年5月の5年間（当ファンドは2019年1月から2023年5月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標は、株式会社J P X 総研又は株式会社J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標に関するすべての権利はJ P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としての利用および公表を助長、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスも法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下「JPM」）がその安全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のフォー

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・特定公社債 ^(注1) の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区

分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの対象とならない予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。（2023年5月末現在）

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額に

ついては、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益[※]については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

〔法人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

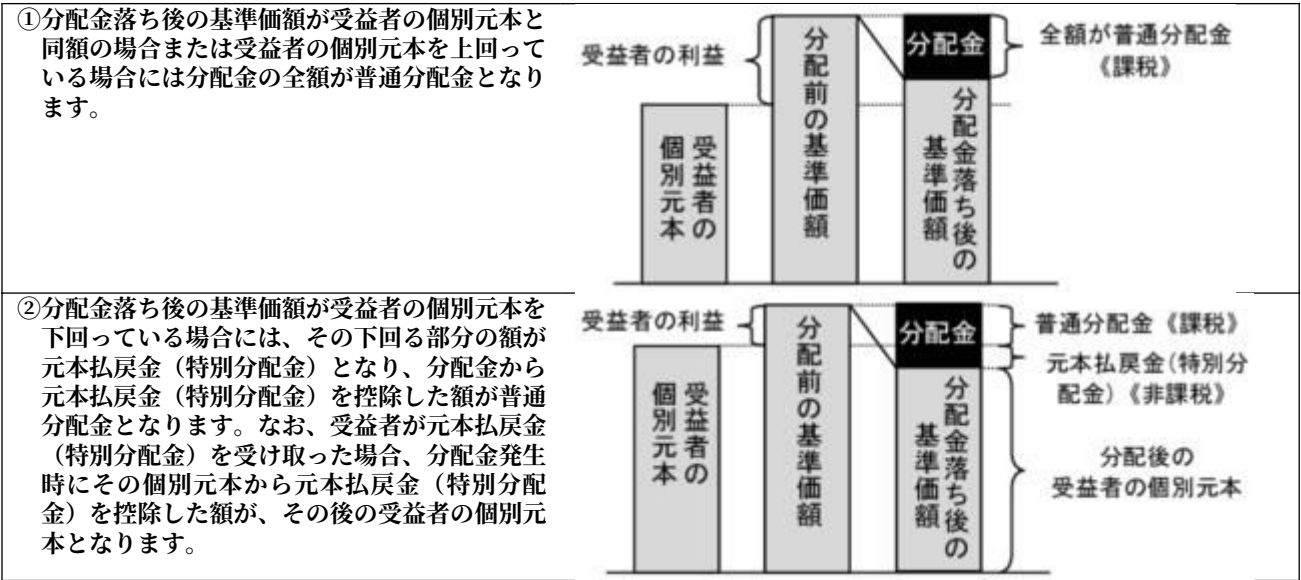
なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

- ◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

＊外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

＊税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2023年5月末現在）が変更になる場合があります。

5 運用状況

以下は2023年5月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	1,662,681,688	3.77
	アイルランド	14,709,332,828	33.39
	ケイマン諸島	15,778,780,718	35.82
	小計	32,150,795,234	72.98
親投資信託受益証券	日本	10,935,895,565	24.82
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	963,276,702	2.18
合計（純資産総額）		44,049,967,501	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
----	----------	----	-----	----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マネージド・マスター・トラストーグローバル・ディベロップド・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアムーJPY-Nクラス	758,706	8,747	6,636,401,382	8,576	6,506,662,656	14.77
2	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マネージド・マスター・トラストーESG米国投資適格社債ファンドーJPY-Nクラス	613,626	9,004	5,525,088,504	8,888	5,453,907,888	12.38
3	アイルランド	投資信託受益証券	ノムラ・ファンズ・アイルランドーグローバル・ダイナミック・ボンド・ファンドーSD JPYヘッジドクラス	559,312.72	8,707	4,870,198,808	8,551.06	4,782,720,060	10.85
4	アイルランド	投資信託受益証券	ノムラ・ファンズ・アイルランドーエマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンドーSD JPYヘッジドクラス	698,725.65	6,461	4,515,137,255	6,335.95	4,427,092,023	10.05
5	日本	親投資信託受益証券	ノムラオールウェザー・ファクターアロケーション戦略マザーファンド	5,848,742,624	0.7493	4,382,462,848	0.7223	4,224,546,797	9.59
6	日本	親投資信託受益証券	クレジット戦略型円建て債券マザーファンド	4,063,004,376	1.0192	4,141,014,061	1.0212	4,149,140,068	9.41
7	アイルランド	投資信託受益証券	ノムラ・ファンズ・アイルランドーアジア・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドーSD JPYヘッジドクラス	309,302.88	8,595	2,658,727,431	8,473.58	2,620,905,069	5.94
8	アイルランド	投資信託受益証券	ノムラ・ファンズ・アイルランドーアジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンドーSD JPYヘッジドクラス	428,398.02	4,715	2,020,203,204	4,619.44	1,978,959,181	4.49
9	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マネージド・マスター・トラストーグローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアムーJPY-Nクラス	351,573	5,454	1,917,479,142	5,381	1,891,814,313	4.29
10	日本	親投資信託受益証券	ユーロ建てハイインカムESG（投資適格社債）マザーファンド	1,598,825,239	1.0509	1,680,213,686	1.0510	1,680,365,326	3.81
11	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	NCRAM・ローン・トラストーJPY-Nクラス	183,256	9,124	1,672,027,744	9,073	1,662,681,688	3.77
12	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンドーJPY-Nクラス	142,731	7,301	1,042,079,031	7,215	1,029,804,165	2.33
13	アイルランド	投資信託受益証券	ノムラ・ファンズ・アイルランドーヨーロッパ・ハイイールド・ボンド・ファンドーSD JPYヘッジドクラス	102,214.66	8,762	895,659,053	8,801.63	899,656,495	2.04
14	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マネージド・マスター・トラストーESG新興国国債ファンドーJPY-Nクラス	110,704	8,214	909,322,656	8,099	896,591,696	2.03
15	日本	親投資信託受益証券	野村ハイインカムREITマザーファンド	921,081,444	0.9814	903,949,329	0.9574	881,843,374	2.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	72.98
親投資信託受益証券	24.82
合 計	97.81

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）運用実績

①純資産の推移

2023年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	(2018年 5月15日)	48,299	48,551	0.9600	0.9650
第2特定期間	(2018年11月15日)	53,908	54,201	0.9199	0.9249
第3特定期間	(2019年 5月15日)	49,676	49,944	0.9290	0.9340
第4特定期間	(2019年11月15日)	57,982	58,284	0.9603	0.9653
第5特定期間	(2020年 5月15日)	60,044	60,403	0.8368	0.8418
第6特定期間	(2020年11月16日)	65,311	65,667	0.9178	0.9228

第7特定期間	(2021年 5月17日)	65,062	65,408	0.9393	0.9443
第8特定期間	(2021年11月15日)	62,448	62,789	0.9173	0.9223
第9特定期間	(2022年 5月16日)	54,443	54,772	0.8262	0.8312
第10特定期間	(2022年11月15日)	47,640	47,954	0.7575	0.7625
第11特定期間	(2023年 5月15日)	45,140	45,377	0.7614	0.7654
	2022年 5月末日	55,085	—	0.8365	—
	6月末日	52,578	—	0.8027	—
	7月末日	52,520	—	0.8071	—
	8月末日	51,425	—	0.7959	—
	9月末日	48,073	—	0.7491	—
	10月末日	47,493	—	0.7503	—
	11月末日	48,138	—	0.7689	—
	12月末日	47,270	—	0.7653	—
	2023年 1月末日	47,877	—	0.7793	—
	2月末日	46,417	—	0.7618	—
	3月末日	46,170	—	0.7630	—
	4月末日	45,670	—	0.7653	—
	5月末日	44,049	—	0.7495	—

②分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2018年 1月26日～2018年 5月15日	0.0050円
第2特定期間	2018年 5月16日～2018年11月15日	0.0150円
第3特定期間	2018年11月16日～2019年 5月15日	0.0150円
第4特定期間	2019年 5月16日～2019年11月15日	0.0150円
第5特定期間	2019年11月16日～2020年 5月15日	0.0150円
第6特定期間	2020年 5月16日～2020年11月16日	0.0150円

第7特定期間	2020年11月17日～2021年 5月17日	0.0150円
第8特定期間	2021年 5月18日～2021年11月15日	0.0150円
第9特定期間	2021年11月16日～2022年 5月16日	0.0150円
第10特定期間	2022年 5月17日～2022年11月15日	0.0150円
第11特定期間	2022年11月16日～2023年 5月15日	0.0130円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③収益率の推移

	計算期間	収益率
第1特定期間	2018年 1月26日～2018年 5月15日	△3.5%
第2特定期間	2018年 5月16日～2018年11月15日	△2.6%
第3特定期間	2018年11月16日～2019年 5月15日	2.6%
第4特定期間	2019年 5月16日～2019年11月15日	5.0%
第5特定期間	2019年11月16日～2020年 5月15日	△11.3%
第6特定期間	2020年 5月16日～2020年11月16日	11.5%
第7特定期間	2020年11月17日～2021年 5月17日	4.0%
第8特定期間	2021年 5月18日～2021年11月15日	△0.7%
第9特定期間	2021年11月16日～2022年 5月16日	△8.3%
第10特定期間	2022年 5月17日～2022年11月15日	△6.5%
第11特定期間	2022年11月16日～2023年 5月15日	2.2%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）設定及び解約の実績

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2018年 1月26日～2018年 5月15日	50,619,506,345	306,232,131	50,313,274,214
第2特定期間	2018年 5月16日～2018年11月15日	11,468,005,844	3,179,425,899	58,601,854,159
第3特定期間	2018年11月16日～2019年 5月15日	2,661,022,220	7,791,180,854	53,471,695,525
第4特定期間	2019年 5月16日～2019年11月15日	12,782,042,054	5,876,590,603	60,377,146,976
第5特定期間	2019年11月16日～2020年 5月15日	16,239,222,303	4,864,849,384	71,751,519,895
第6特定期間	2020年 5月16日～2020年11月16日	5,703,114,974	6,291,751,474	71,162,883,395
第7特定期間	2020年11月17日～2021年 5月17日	5,619,665,812	7,512,020,386	69,270,528,821
第8特定期間	2021年 5月18日～2021年11月15日	3,709,268,392	4,899,704,169	68,080,093,044
第9特定期間	2021年11月16日～2022年 5月16日	1,567,608,392	3,751,909,447	65,895,791,989
第10特定期間	2022年 5月17日～2022年11月15日	995,613,330	4,003,693,476	62,887,711,843
第11特定期間	2022年11月16日～2023年 5月15日	595,630,620	4,197,305,400	59,286,037,063

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

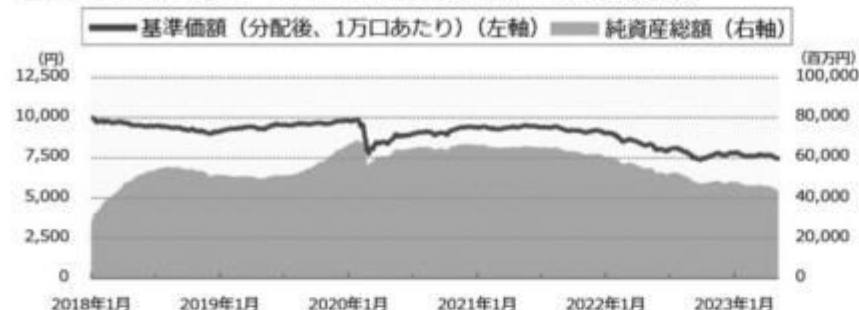
《参考情報》

<更新後>



運用実績（2023年5月31日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次：設定来）



■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

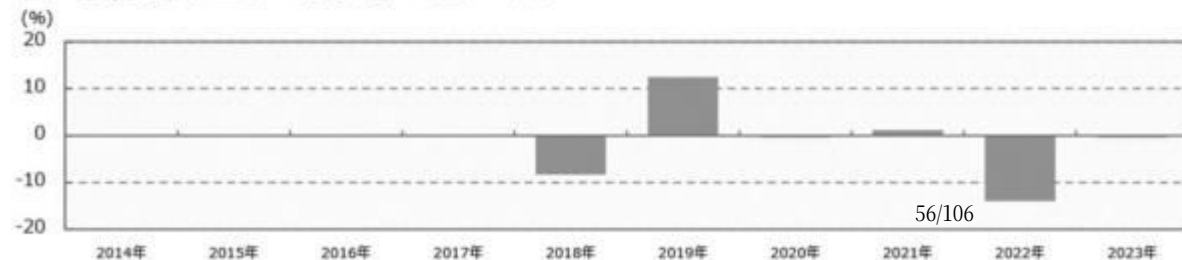
2023年5月	40 円
2023年3月	40 円
2023年1月	50 円
2022年11月	50 円
2022年9月	50 円
直近1年間累計	280 円
設定来累計	1,530 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	投資比率（%）
1	ノムラ・マネージド・マスター・トラストーグローバル・ディベロップド・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム-JPY-Nクラス	14.8
2	ノムラ・マネージド・マスター・トラストーESG米国投資適格社債ファンド-JPY-Nクラス	12.4
3	ノムラ・ファンズ・アイルランドーグローバル・ダイナミック・ボンド・ファンド-SD JPYヘッジドクラス	10.9
4	ノムラ・ファンズ・アイルランドーエマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンド-SD JPYヘッジドクラス	10.1
5	ノムラオールウェザー・ファクターアロケーション戦略マザーファンド	9.6
6	クレジット戦略型円建て債券マザーファンド	9.4
7	ノムラ・ファンズ・アイルランドーアジア・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド-SD JPYヘッジドクラス	5.9
8	ノムラ・ファンズ・アイルランドーアジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド-SD JPYヘッジドクラス	4.5
9	ノムラ・マネージド・マスター・トラストーグローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム-JPY-Nクラス	4.3
10	ユーロ建てハイインカムESG（投資適格社債）マザーファンド	3.8

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）



第2【管理及び運営】

1 申込（販売）手続等

<訂正前>

- ・申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。
- ・取得申込の受付については、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。
- ・販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

○申込日当日または申込日の翌営業日が、以下のいずれかの休業日と同日の場合

- | | |
|--------------|------------|
| ・ニューヨーク証券取引所 | ・ロンドン証券取引所 |
| ・ニューヨークの銀行 | ・ロンドンの銀行 |

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・購入コースには、分配金を受取る「一般コース」と、分配金が再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。
- ・販売の単位は、1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約^{*}を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

- ・受益権の販売価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。
- ・取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。
- ・「野村ターゲットインカムファンド（資産成長型）」「野村ターゲットインカムファンド（年6%目標払出型）」の換金代金をもって、「野村ターゲットインカムファンド（年3%目標分配型）」へのスイッチングが可能です。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。（詳しくは「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。）

- ・金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付け（スイッチングの申込みを含みます。）を中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付け（スイッチングの申込みを含みます。）を取り消す場合があります。

※購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる

る場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

—

(2)申込締切時間

午後3時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

—

(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

※申込日当日または申込日の翌営業日が、以下のいずれかの休業日と同日の場合

- ・ニューヨーク証券取引所
- ・ロンドン証券取引所
- ・ニューヨークの銀行
- ・ロンドンの銀行

(4)購入コース

分配金を受取る「一般コース」と、分配金が再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。

—

(5)販売単位

1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

—

(6)販売価額

取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

－

(7)申込代金の支払い

取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

－

(8)スイッチング

「野村ターゲットインカムファンド（資産成長型）」「野村ターゲットインカムファンド（年6%目標払出型）」の換金代金をもって、「野村ターゲットインカムファンド（年3%目標分配型）」へのスイッチングが可能です。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

(9)積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約[※]を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(10)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付け（スイッ

チングの申込みを含みます。)を中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付け（スイッチングの申込みを含みます。)を取り消す場合があります。

—
(11)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 換金（解約）手続等

<訂正前>

- ・受益者は、委託者に1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。
- ・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ・一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時まで、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。
- ・販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付けを行いません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）
- ・換金価額は、換金のお申込み日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

____<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。
 - ・解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
 - ・金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。
- また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

—
※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜訂正後＞

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4)換金単位

1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5)換金価額

換金のお申込み日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(7)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の

変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

—
(8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

第3【ファンドの経理状況】

野村ターゲットインカムファンド（年3%目標分配型）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2022年11月16日から2023年5月15日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

	(単位：円)	
	前期 (2022年11月15日現在)	当期 (2023年 5月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,209,065,807	1,035,982,380
投資信託受益証券	32,044,067,987	33,423,522,099
親投資信託受益証券	10,023,382,544	11,227,478,428
未収入金	-	30,000,378
未収配当金	13,857,650	2,854,620
流動資産合計	48,290,373,988	45,719,837,905
資産合計	48,290,373,988	45,719,837,905
負債の部		
流動負債		
未払金	179,994,028	-
未払収益分配金	314,438,559	237,144,148
未払解約金	73,678,841	263,666,424
未払受託者報酬	2,207,823	2,116,645
未払委託者報酬	79,481,506	76,199,165
未払利息	9,366	831
その他未払費用	264,918	253,982
流動負債合計	650,075,041	579,381,195
負債合計	650,075,041	579,381,195
純資産の部		
元本等		
元本	62,887,711,843	59,286,037,063
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△15,247,412,896	△14,145,580,353
(分配準備積立金)	616,781,345	411,794,675
元本等合計	47,640,298,947	45,140,456,710
純資産合計	47,640,298,947	45,140,456,710
負債純資産合計	48,290,373,988	45,719,837,905

(2) 損益及び剰余金計算書

	前期 自 2022年 5月17日 至 2022年11月15日	当期 自 2022年11月16日 至 2023年 5月15日
営業収益		
受取配当金	679,923,015	650,341,398
受取利息	-	242
有価証券売買等損益	△3,923,480,386	639,151,624
その他収益	-	3,467,119
営業収益合計	△3,243,557,371	1,292,960,383
営業費用		
支払利息	1,122,004	321,321
受託者報酬	7,053,030	6,420,453
委託者報酬	253,908,777	231,136,155
その他費用	846,303	770,399
営業費用合計	262,930,114	238,648,328
営業利益又は営業損失（△）	△3,506,487,485	1,054,312,055
経常利益又は経常損失（△）	△3,506,487,485	1,054,312,055
当期純利益又は当期純損失（△）	△3,506,487,485	1,054,312,055
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△50,719,970	19,560,809
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△11,452,572,076	△15,247,412,896
剰余金増加額又は欠損金減少額	824,848,199	993,533,813
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	824,848,199	993,533,813
剰余金減少額又は欠損金増加額	201,266,136	138,647,599
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	201,266,136	138,647,599
分配金	962,655,368	787,804,917
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△15,247,412,896	△14,145,580,353

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当該財務諸表の特定期間は、2022年11月16日から2023年 5月15日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2022年11月15日現在	当期 2023年 5月15日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 62,887,711,843口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 59,286,037,063口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額
元本の欠損 15,247,412,896円	元本の欠損 14,145,580,353円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 0.7575円	1口当たり純資産額 0.7614円
(10,000口当たり純資産額) (7,575円)	(10,000口当たり純資産額) (7,614円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2022年 5月17日 至 2022年11月15日	当期 自 2022年11月16日 至 2023年 5月15日																																																												
1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象であるユーロ建てハイインカムESG（投資適格社債）マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 1,373,462円	1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象であるユーロ建てハイインカムESG（投資適格社債）マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 1,378,639円																																																												
2.分配金の計算過程 2022年 5月17日から2022年 7月15日まで <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>259,510,832円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>1,046,140,998円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>440,341,655円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>1,745,993,485円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>65,292,811,604口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>267円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>50円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>326,464,058円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	259,510,832円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	1,046,140,998円	分配準備積立金額	D	440,341,655円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,745,993,485円	当ファンドの期末残存口数	F	65,292,811,604口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	267円	10,000口当たり分配金額	H	50円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	326,464,058円	2.分配金の計算過程 2022年11月16日から2023年 1月16日まで <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>300,903,638円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>377,043,913円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>603,004,031円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>1,280,951,582円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>61,615,906,671口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>207円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>50円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>308,079,533円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	300,903,638円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	377,043,913円	分配準備積立金額	D	603,004,031円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,280,951,582円	当ファンドの期末残存口数	F	61,615,906,671口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	207円	10,000口当たり分配金額	H	50円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	308,079,533円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	259,510,832円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	1,046,140,998円																																																											
分配準備積立金額	D	440,341,655円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,745,993,485円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	65,292,811,604口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	267円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	50円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	326,464,058円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	300,903,638円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	377,043,913円																																																											
分配準備積立金額	D	603,004,031円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,280,951,582円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	61,615,906,671口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	207円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	50円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	308,079,533円																																																											

2022年 7月16日から2022年 9月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	36,075,368円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,032,959,419円
分配準備積立金額	D	367,190,635円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,436,225,422円
当ファンドの期末残存口数	F	64,350,550,275口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	223円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	321,752,751円

2022年 9月16日から2022年11月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	222,379,184円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	696,767,472円
分配準備積立金額	D	394,402,161円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,313,548,817円
当ファンドの期末残存口数	F	62,887,711,843口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	208円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	314,438,559円

2023年 1月17日から2023年 3月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	39,810,127円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	373,161,645円
分配準備積立金額	D	586,082,329円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	999,054,101円
当ファンドの期末残存口数	F	60,645,309,107口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	164円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	242,581,236円

2023年 3月16日から2023年 5月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	273,997,269円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	365,740,550円
分配準備積立金額	D	374,941,554円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,014,679,373円
当ファンドの期末残存口数	F	59,286,037,063口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	171円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	237,144,148円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2022年 5月17日 至 2022年11月15日	当期 自 2022年11月16日 至 2023年 5月15日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、REITの価格変動リスク、バンクローンの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左
---	---

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2022年11月15日現在	当期 2023年 5月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2022年 5月17日 至 2022年11月15日	当期 自 2022年11月16日 至 2023年 5月15日
---	---

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左
---	----

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 2022年 5月17日 至 2022年11月15日		当期 自 2022年11月16日 至 2023年 5月15日	
期首元本額	65,895,791,989円	期首元本額	62,887,711,843円
期中追加設定元本額	995,613,330円	期中追加設定元本額	595,630,620円
期中一部解約元本額	4,003,693,476円	期中一部解約元本額	4,197,305,400円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2022年 5月17日 至 2022年11月15日	当期 自 2022年11月16日 至 2023年 5月15日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△611,817,653	155,355,943
親投資信託受益証券	△626,113,801	38,930,591
合計	△1,237,931,454	194,286,534

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2023年5月15日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2023年5月15日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンドーJPY-Nクラス	142,731	1,042,079,031	

		NCRAM・ローン・トラストーJPY-Nクラス	189,857	1,732,255,268	
		ノムラ・ファンズ・アイルランドーアジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンドーSD JPY ヘッジドクラス	419,754.085	1,980,203,204	
		ノムラ・ファンズ・アイルランドーアジア・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドーSD JPYヘッジドクラス	316,389.809	2,719,646,019	
		ノムラ・ファンズ・アイルランドーヨーロッパ・ハイイールド・ボンド・ファンドーSD JPY ヘッジドクラス	104,490.522	915,601,517	
		ノムラ・ファンズ・アイルランドーエマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンドーSD JPYヘッジドクラス	748,956.657	4,839,731,331	
		ノムラ・ファンズ・アイルランドーグローバル・ダイナミック・ボンド・ファンドーSD JPYヘッジドクラス	577,957.135	5,032,548,635	
		ノムラ・マネージド・マスター・トラストーESG新興国国債ファンドーJPY-Nクラス	111,943	919,499,802	
		ノムラ・マネージド・マスター・トラストーESG米国投資適格社債ファンドーJPY-Nクラス	627,193	5,647,245,772	
		ノムラ・マネージド・マスター・トラストーグローバル・ディベロップド・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアムーJPY-Nクラス	763,374	6,677,232,378	
		ノムラ・マネージド・マスター・トラストーグローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアムーJPY-Nクラス	351,573	1,917,479,142	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：74.0%	4,354,219.21	33,423,522,099 74.9%	
	合計			33,423,522,099	
	合計				
親投資信託受益証券	日本円	クレジット戦略型円建て債券マザーファンド	4,249,266,646	4,330,852,565	
		ノムラオールウェザー・ファクターアロケーション戦略マザーファンド	5,848,742,624	4,382,462,848	
		野村ハイインカムREITマザーファンド	921,081,444	903,949,329	
		ユーロ建てハイインカムESG（投資適格社債）マザーファンド	1,532,077,723	1,610,213,686	
		銘柄数：4 組入時価比率：24.9%	12,551,168,437	11,227,478,428 25.1%	
	合計			11,227,478,428	
合計				44,651,000,527	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

2023年5月31日現在

I 資産総額	44,155,876,723円
II 負債総額	105,909,222円
III 純資産総額（I－II）	44,049,967,501円
IV 発行済口数	58,769,801,669口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7495円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

<更新後>

(1) 資本金の額

2023年5月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

<更新後>

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

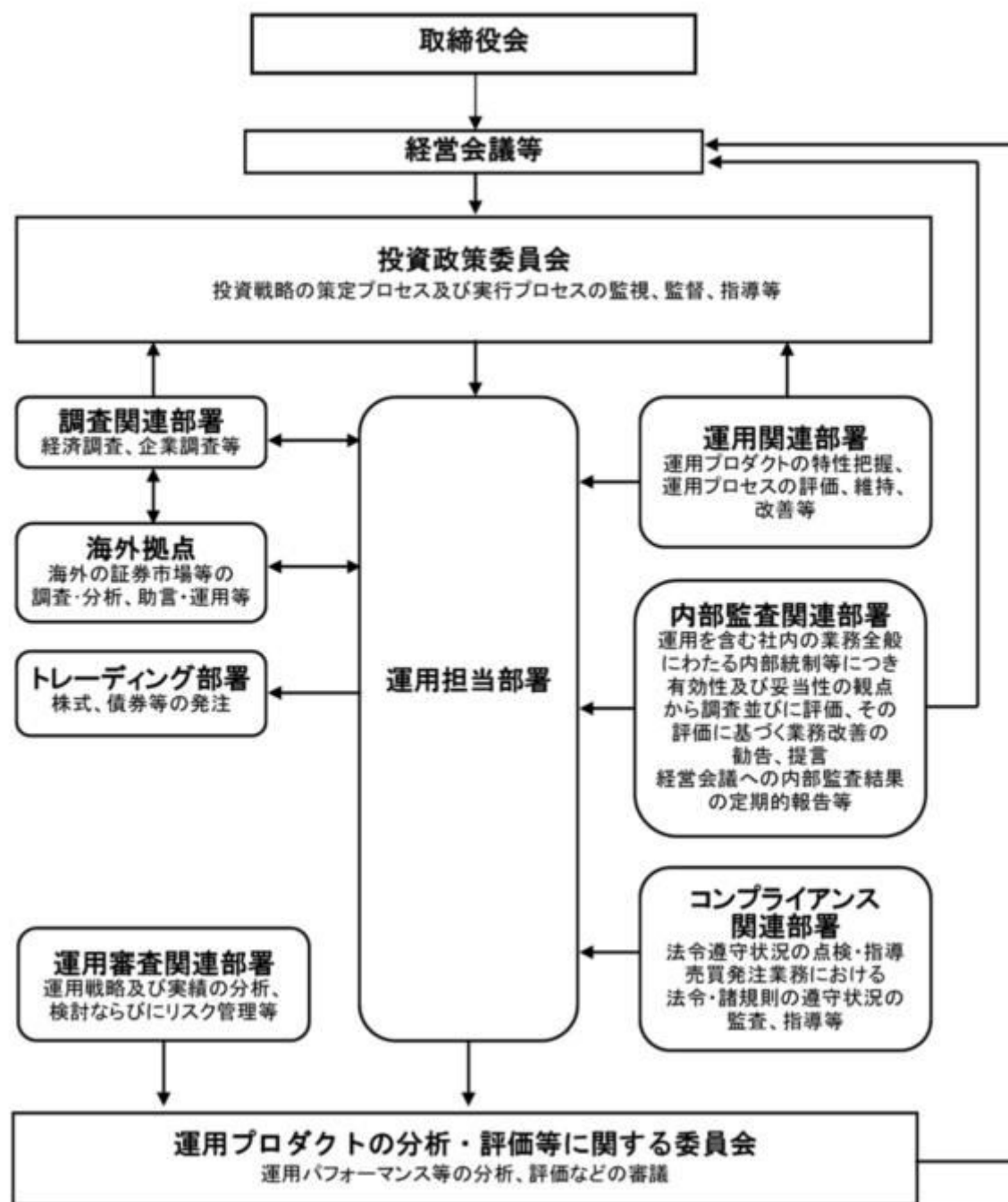
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2 事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2023年4月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	1,000	40,866,776
単位型株式投資信託	195	825,196
追加型公社債投資信託	14	6,189,308
単位型公社債投資信託	476	1,059,426
合計	1,685	48,940,707

3 委託会社等の経理状況

<更新後>

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 貸借対照表

		前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		2,006	1,865
金銭の信託		35,894	42,108
有価証券		29,300	21,900
前払金		11	11
前払費用		454	775
未収入金		694	1,775
未収委託者報酬		27,176	26,116
未収運用受託報酬		4,002	3,780
短期貸付金		1,835	1,001
未収還付法人税等		-	2,083
その他		57	84
貸倒引当金		△15	△15
流動資産計		101,417	101,486
固定資産			
有形固定資産		1,744	1,335
建物	※ 2	1,219	906

器具備品	※ 2	525		428	
無形固定資産			5,210		5,563
ソフトウェア		5,209		5,562	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,067		16,336
投資有価証券		2,201		1,793	
関係会社株式		9,214		10,025	
長期差入保証金		443		520	
長期前払費用		13		10	
前払年金費用		1,297		1,553	
繰延税金資産		2,784		2,340	
その他		112		92	
固定資産計			23,023		23,235
資産合計			124,440		124,722

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			120		124
未払金			17,615		17,879
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		17		57	
未払手数料		8,357		8,409	
関係会社未払金		8,149		8,911	
その他未払金		1,089		500	
未払費用	※ 1		9,512		9,682
未払法人税等			1,319		1,024
前受収益			22		22
賞与引当金			4,416		3,635
その他			121		46
流動負債計			33,127		32,414
固定負債					
退職給付引当金			3,194		2,940
時効後支払損引当金			588		595
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,905		4,659
負債合計			38,033		37,074
(純資産の部)					
株主資本			86,232		87,419
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,322		56,509
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,637		55,823	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,030		31,217	

評価・換算差額等			174		229
その他有価証券評価差額金			174		229
純資産合計			86,407		87,648
負債・純資産合計			124,440		124,722

(2) 損益計算書

		前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,733		113,491
運用受託報酬			17,671		18,198
その他営業収益			530		331
営業収益計			133,935		132,021
営業費用					
支払手数料			39,087		38,684
広告宣伝費			804		1,187
公告費			0		0
調査費			26,650		29,050
調査費		4,867		6,045	
委託調査費		21,783		23,004	
委託計算費			1,384		1,363
営業雑経費			3,094		3,302
通信費		72		89	
印刷費		918		903	
協会費		79		83	
諸経費		2,023		2,225	
営業費用計			71,021		73,587
一般管理費					
給料			12,033		11,316
役員報酬		229		226	
給料・手当		7,375		7,752	
賞与		4,427		3,337	
交際費			47		78
寄付金			73		115
旅費交通費			65		283
租税公課			1,049		963
不動産賃借料			1,432		1,232
退職給付費用			1,212		829
固定資産減価償却費			2,525		2,409
諸経費			11,116		12,439
一般管理費計			29,556		29,669
営業利益			33,357		28,763

		前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	3,530		7,645	
受取利息		10		45	
為替差益		-		49	
その他		1,268		637	
営業外収益計			4,809		8,377
営業外費用					
金銭の信託運用損		1,387		1,736	
時効後支払損引当金繰入額		12		10	
為替差損		23		-	
その他		266		8	
営業外費用計			1,689		1,755
経常利益			36,477		35,385
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		10	
株式報酬受入益		53		46	
固定資産売却益		9		-	
資産除去債務履行差額		141		-	
特別利益計			230		57
特別損失					
投資有価証券等売却損		0		16	
関係会社株式評価損		727		-	
固定資産除却損	※ 2	374		52	
資産除去債務履行差額		0		-	
事務所移転費用		54		-	
特別損失計			1,158		69
税引前当期純利益			35,549		35,374
法人税、住民税及び事業税			10,474		8,890
法人税等調整額			171		419
当期純利益			24,904		26,064

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2021年4月 1 日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰余金 合 計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596

当期変動額									
剰余金の配当							△26,268	△26,268	△26,268
当期純利益							24,904	24,904	24,904
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△1,364	△1,364	△1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剰余金の配当			△26,268
当期純利益			24,904
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	116	116	116
当期変動額合計	116	116	△1,247
当期末残高	174	174	86,407

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	---

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27－3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2022年3月31日)	当事業年度末 (2023年3月31日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,223百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 589百万円 器具備品 618 合計 1,207	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901百万円 器具備品 657 合計 1,559

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,525百万円	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634百万円
※ 2. 固定資産除却損 建物 346百万円 器具備品 28 ソフトウェア - 合計 374	※ 2. 固定資産除却損 建物 0百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 合計 52

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

（1）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

（1）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日

効力発生日

2023年6月30日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2)その他（デリバティブ取引）	121	121	-
負債計	121	121	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）1. 2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、前事業年度において727百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他） （※）	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引（通貨関連）	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約

に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2022年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
----	-----------------------	---------------	-------------

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額315百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,886百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2023年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額235百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,557百万円）は、記載しておりません。

万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	△121	△121

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	△1,521
退職給付の支払額	△904
その他	△14
退職給付債務の期末残高	21,967

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	△258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	△672
年金資産の期末残高	19,687

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	△19,687
	△879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	△489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	△1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	△454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	△45
確定給付制度に係る退職給付費用	959

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
確定給付型企业年金制度の割引率	1.4%
退職一時金制度の割引率	1.1%
長期期待運用収益率	2.35%
3. 確定拠出制度	
当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。	

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2022年3月31日)		当事業年度末 (2023年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,381	賞与引当金	1,138
退職給付引当金	990	退職給付引当金	911
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	285	未払事業税	227
投資有価証券評価減	110	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	272	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	182	時効後支払損引当金	184
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	92	ゴルフ会員権評価減	78
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	114	未払社会保険料	85
その他	84	その他	44
繰延税金資産小計	5,376	繰延税金資産小計	4,878
評価性引当額	△1,795	評価性引当額	△1,696
繰延税金資産合計	3,581	繰延税金資産合計	3,181
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△233	資産除去債務に対応する除去費用	△171
関係会社株式評価益	△81	関係会社株式評価益	△84
その他有価証券評価差額金	△78	その他有価証券評価差額金	△102
前払年金費用	△402	前払年金費用	△481
繰延税金負債合計	△796	繰延税金負債合計	△840
繰延税金資産の純額	2,784	繰延税金資産の純額	2,340
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.5%	外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.4%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%
その他	0.1%	その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
		前事業年度	当事業年度
		自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
期首残高		1,371	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		48	-
資産除去債務の履行による減少		△296	-
期末残高		1,123	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)
委託者報酬	115,670百万円
運用受託報酬	16,675百万円
成功報酬（注）	1,058百万円
その他営業収益	530百万円
合計	133,935百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）

区分	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
委託者報酬	113,491百万円
運用受託報酬	17,245百万円
成功報酬（注）	952百万円
その他営業収益	331百万円
合計	132,021百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域

ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー ム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息	9	未収利息	4

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	29,119	未払手数料	6,013

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー ム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付 金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式 会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託 の募集の取扱 及び売上の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払（*1）	27,180	未払手 数料	5,773

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,775円81銭	1株当たり純資産額	17,016円74銭
1株当たり当期純利益	4,835円10銭	1株当たり当期純利益	5,060円34銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	24,904百万円	損益計算書上の当期純利益	26,064百万円
普通株式に係る当期純利益	24,904百万円	普通株式に係る当期純利益	26,064百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<更新後>

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

* 2023年4月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
九州F G証券株式会社	3,000百万円	
ちばぎん証券株式会社	4,374百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
北洋証券株式会社	500百万円	
丸近証券株式会社	200百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
株式会社あおぞら銀行	100,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

株式会社香川銀行	12,014百万円	す。
株式会社熊本銀行	33,847百万円	
株式会社清水銀行	10,816百万円	
株式会社十八親和銀行	36,878百万円	
株式会社十六銀行	36,839百万円	
株式会社千葉銀行	145,069百万円	
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
株式会社北洋銀行	121,101百万円	
株式会社北陸銀行	140,409百万円	
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958百万円	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	
株式会社宮崎太陽銀行	8,752百万円	
労働金庫連合会	120,000百万円 [※]	労働金庫法に基づき労働金庫の事業を営んでいます。

※ 2023年4月末現在

※ 労働金庫連合会の資本金の額の箇所には、出資の総額を記載しております。

2 関係業務の概要

<更新後>

(1) 受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 資本関係

<訂正前>

（持株比率5.0%以上を記載します。）

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

委託会社は、丸近証券株式会社の株式の10.9%を保有しています。

<訂正後>

(2023年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)_受託者

該当事項はありません。

(2)_販売会社

委託会社は、丸近証券株式会社の株式の10.9%を保有しています。

独立監査人の監査報告書

2023年6月20日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

河野 明 史

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ターゲットインカムファンド（年3%目標分配型）の2022年11月16日から2023年5月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ターゲットインカムファンド（年3%目標分配型）の2023年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示の

ない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。